

旧警戒区域（双葉町）から避難した高齢の申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料について、夫が平成24年1月から寝たきりとなってからの期間について、夫月額5割、妻月額3割の増額が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及び同X2（以下、申立人らという。）と被申立人東京電力株式会社（以下、被申立人という。）は、次のとおり和解する。

第1条 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

- 損害項目
- (1) 避難費用
 - ① 交通費
 - ② 滞在費
 - (2) 一時立入費用
 - (3) 生活費増加
 - ① 食費
 - ② 物品購入費
 - ③ その他の生活費増加
 - (4) 就労不能損害
 - (5) 生命・身体損害
 - (6) 避難慰謝料
 - (7) 財物損害
 - ① 自動車
 - ② 家財一式
 - (8) 弁護士費用

期間 平成23年3月11日から平成24年11月末日まで

第2条 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前条の期間について、和解金として、

- (1) 避難費用
 - ① 交通費 金 10,000円
 - ② 滞在費 金 540,000円
- (2) 一時立入費用 金 10,000円
- (3) 生活費増加
 - ① 食費 金 105,000円
 - ② 物品購入費 金 149,800円
 - ③ その他の生活費増加 金 418,968円

(4) 就労不能損害 (申立人X2)

金 180,000円

(5) 生命・身体損害 (申立人X1)

金 200,000円

(6) 避難慰謝料

金 5,630,000円

(内訳: 申立人X1 3,060,000円

申立人X2 2,570,000円)

(7) 財物損害

① 自動車

金 292,100円

② 家財一式

金 5,950,000円

(8) 弁護士費用

金 405,000円

の合計金 13,890,868円の支払義務があることを認める。

第3条 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1条記載の損害に対する賠償金として金160万円を支払済みであることを確認する。

第4条 支払方法

(省略)

第5条 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第1項の損害項目(当該期間に限る。また、その遅延損害金を含む。)については、上記各和解条項に定めるもののほか、申立人らと被申立人との間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。ただし、第1項の損害項目のうち(1)②滞在費、(5)生命・身体損害、(6)避難慰謝料、及び(7)財物損害②家財一式については、本和解契約書に定める和解金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第6条 手続費用

本件に関する手続費用は各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書2通を作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

なお、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月26日

(仲介委員長 及川健二、仲介委員 五島丈裕)